

平成 27 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会  
会 議 録

第 1 回（4 月）臨時議会

4 月 24 日開会～4 月 24 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



平成27年第1回（4月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○追加議事日程（第1号の追加1）	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時議長の紹介及びあいさつ	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○管理者あいさつ	3
○仮議席の指定について	4
○議長の選挙について	4
○追加議事日程の報告	5
○議席の指定について	5
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	5
○副議長の選挙	5
○議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

平成27年第1回（4月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会

議事日程（第1号）

平成27年4月24日（金曜日）午後2時開会

◎臨時議長の紹介及びあいさつ

◎管理者あいさつ

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 選第2号 副議長の選挙について

日程第5 議提第1号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則の制定について

日程第6 議提第2号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者の専決処分事項の指定について

日程第7 議案第1号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日定める条例ほか18件の条例の制定についての専決処分の報告及び承認について

日程第8 議案第2号 平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計暫定予算の専決処分の報告及び承認について

日程第9 議案第3号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定についての専決処分の報告及び承認について

日程第10 議案第4号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会条例の制定について

日程第11 議案第5号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の制定について

日程第12 議案第6号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

日程第13 議案第7号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について

日程第14 議案第8号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

日程第15 議案第9号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

日程第16 議案第10号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

日程第17 議案第11号 平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算

- 日程第18 議案第12号 公平委員会の共同設置について  
日程第19 議案第13号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務を伊豆市に委託することについて  
日程第20 議案第14号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について  
日程第21 議案第15号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について
- 

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員（8名）**

1番 青木靖君	2番 大川明芳君
3番 飯田正志君	4番 室野英子君
5番 杉尾利治君	6番 柴田三智子君
7番 渡邊俊一君	8番 古屋鋭治君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名**

管理者 菊地豊君	副管理者 小野登志子君
会計管理者 植田博昭君	事務局長 天野正人君
計画係長 山口吉久君	主査 小原広也君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

書記 川口浩司	書記 下山大地
---------	---------

◎臨時議長の紹介及びあいさつ

○書記（川口浩司君） 皆様、こんにちは。書記の川口でございます。

本臨時会は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合発足後最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、室野英子議員が年長者でありますので、ご紹介申し上げます。室野英子議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 室野英子君議長席に着く〕

○臨時議長（室野英子君） 皆様、こんにちは。

本日は大変ご苦勞さまでございます。ただいまご紹介をいただきました室野英子でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

開会 午後 2時 2分

◎開会の宣告

○臨時議長（室野英子君） これより平成27年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（室野英子君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（室野英子君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

ここでお諮りいたします。議事の進行につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則を初めとする関係例規が制定されておりませんが、今議会に議員提出議案で提出される会議規則案に準じて進行したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（室野英子君） 異議なしと認めます。よって、これより議事の進行につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則案によって進めてまいります。

◎管理者あいさつ

○臨時議長（室野英子君） 本日は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の最初の議会でありますので、ここで管理者であります菊地伊豆市長よりあいさつをお願いしたいと思います。お願いいたします。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地 豊君） 皆さん、こんにちは。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の議会が本日スタートをすることになりました。大変に感慨深いものがございます。ご承知のとおり、建設地が決定するまでに10年の月日を要してまいりました。これからは2市が力を合わせて、議員の皆様にご真摯なご議論

をいただき、1日も早く、安全で、廃棄物を適正に処理することが可能で、かつ、環境に適合した施設を速やかに実現したいと思っております。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（室野英子君） 管理者、ありがとうございました。

#### ◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（室野英子君） それでは、日程に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

#### ◎選第1号 議長の選挙について

○臨時議長（室野英子君） 日程第2、選第1号 議長の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長（室野英子君） 意義なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

お諮り致します。指名の方法については臨時議長が指名することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長（室野英子君） 異議なしと認めます。よって臨時議長が指名することに決定いたしました。本組合議会議長に渡邊俊一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました渡邊俊一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長（室野英子君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました渡邊俊一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された渡邊俊一議員が議場におられますので、会議規則案第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長からごあいさつがあります。

〔議長 渡邊俊一君登壇〕

○議長（渡邊俊一君） ただいまの議長選挙におきまして議長に推挙いただきましたこと、まことに身に余る光栄と責任の重大さを痛感いたしております。これからは、私心を捨てて、全力で円滑な議会運営に取り組んでいく所存でございます。また、両市民の負託にこたえ、議会の代表として、公正公平を旨として一般廃棄物処理施設の建設のために、より一層の精進努力をいたす所存でございますので、今後皆様方のご支援、ご協力をくださいますようお願い申し上げます、私の就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（室野英子君） これをもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。

議長、どうぞお席にお着き願います。

〔渡邊俊一議長、議長席に着く〕

◎追加議事日程の報告

○議長（渡邊俊一君） それでは、議長を務めさせていただきます。

これより、追加議事日程（第1号の追加1）の配布を行いますので、ここで、暫時休憩をいたします。再開は14時20分からです。

休憩 午後2時8分

再開 午後2時20分

○議長（渡邊俊一君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議席の指定について

○議長（渡邊俊一君） 日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則案第4条第1項の規定により、ただいまの議席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊俊一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則案第81条の規定により、1番青木靖議員、2番大川明芳議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（渡邊俊一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎選第2号 副議長の選挙

○議長（渡邊俊一君） 日程第4、選第2号 副議長の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 意義なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

お諮り致します。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。本組合議会副議長に大川明芳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました大川明芳議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました大川明芳

議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された大川明芳議員が議場におられますので、会議規則案第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長からごあいさつがあります。

〔副議長 大川明芳君登壇〕

○副議長（大川明芳君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位のご支持によりまして本組合議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じます。と同時に、責任の重大さも痛感しているところでございます。私が、副議長の要職を十分に果たすことができるか一抹の危惧がないわけではありませんが、幸いにいたしまして、議長には人格・識見ともに卓越した渡邊俊一氏のご就任になっておられます。副議長職というものは、地方自治法上、議長を補佐する職でなく、代理をする職であることを念頭に置きながらも、議長の驥尾につき、議会が公正かつ円滑に運営されますよう努力する所存でございます。

議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、就任のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

#### ◎議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第5、議提第1号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則の制定について」を議題といたします。提出者、青木靖議員に趣旨説明を求めます。

〔1番 青木靖君登壇〕

○1番（青木靖君） 1番の青木靖でございます。

議員提案第1号につきまして、趣旨説明を行います。本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合発足に伴い、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会における議会運営の公正と効率性を確保するため、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内の規律等を定めようとするものであります。

第1章の会議では第1節総則、第2節議案及び動議、第3節議事日程、第4節選挙、第5節議事、第6節秘密会、第7節発言、第8節表決、第9節公聴会、参考人、第10節会議録、第2章では請願、第3章では辞職、第4章では規律、第5章では懲罰、第6章では協議又は調整を行うための場、第7章では職員の派遣、第8章では補則がそれぞれ規定をしてあります。

ご審議を受け、ご賛同いただけますようお願いする次第であります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議提第1号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則の制定について」、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

◎議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡邊俊一君） 日程第6、議提第2号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者の専決処分事項の指定について」を、議題といたします。提出者、杉尾利治議員に趣旨説明を求めます。

〔5番 杉尾利治君登壇〕

- 5番（杉尾利治君） 5番の杉尾利治でございます。

議員提案第2号につきまして、趣旨説明を行います。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、管理者において専決処分することができる事項を定めるものです。これは、議会の委任に基づく普通地方公共団体の長の専決処分に関する規定です。本来は、議会の権限に属するものでありますが、特に軽易なものについて指定し、管理者の専決処分によって、それら事件を円滑かつ効率的に事務処理することを目的とするものです。1号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停について定めるものです。2号につきましては、交通事故以外による場合は、1件の額を100万円以下と定めるものです。特に交通事故等損害賠償が発生するのは早急な解決とスムーズな事務処理が要求されます。このようなことから、管理者の専決処分事項の指定について定めようとするものであります。ご審議を受け、ご賛同いただけますようお願いする次第であります。

- 議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。

本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

- 議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡邊俊一君） それでは日程第7、議案第1号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日定める条例ほか18件の条例の制定についての専決処分の報告及び承認について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

- 管理者（菊地豊君） 本案につきましては、平成27年4月1日の伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の発足に伴い、同日伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日定める条例ほか18件の条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。内容については、事務局長に説明させますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（渡邊俊一君） 事務局長に、内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

- 事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容を説明させていただきます。本案は、法令等により必ず設置するもの、もしくは制定が必要なもので、組合事務の執行上、また、組合の運営上、空白期間の許されないものなどを定めた伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日定める条例ほか条例18件を専決処分させていただいたものでありま

す。これら条例につきましては、両市の条例をもとに条例案を作成したものであります。条例の制定の目的やその概要について、ご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書29ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日定める条例」です。組合の休日を定めております。組合の休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12月29日から翌年1月3日までとしております。

議案書31ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公告式条例」です。第2条第2項で条例の公布の場所について、伊豆市役所並びに伊豆の国市役所のそれぞれの掲示場に掲示して行うこととしています。また、第5条では議会その他組合の機関の定める規則等については、条例の公布に関する規程を準用することについて定めています。

議案書33ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務局設置条例」です。管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合に事務局を置くこととしています。

議案書35ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例」です。職員の定数を任命権者ごとに定めています。また、この人数の中には、休職を命ぜられた職員、育児休業中の職員及び派遣を命ぜられた職員は含まないこととしています。

議案書37ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」です。職員の意に反する降任、免職、休職及び降給並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めた条例でございます。

議案書39ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」です。戒告、減給、停職、懲戒処分は書面にて行う。減給、停職の内容を定めた条例でございます。

議案書41ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の服務の宣誓に関する条例」です。新たに組合の職員になった者が、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを宣言することを定めております。

議案書43ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」です。研修を受ける場合や福利厚生に関する事業に参加する場合の職務を離れることの特例を定めております。

議案書45ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」です。職員の勤務時間、休日、休暇などについて定めております。勤務時間は、週38時間45分としております。休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇としております。

議案書53ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例」です。職員の育児休業について定めております。職員が3歳未満の子を養育するための育児休業及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務並びにこれら子を養育するための部分休業について定めております。休業中の給与は、育児休業については無給、部分休業については休業した時間分を減額することとしております。

議案書59ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」です。組合議員、その他非常勤職

員の公務災害に関する補償などについて定めております。今後は静岡県市町総合組合への加入を予定していますが、加入までの間公務災害に対する補償をこの条例により対応していくものです。

議案書79ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」です。議員報酬は議長が1日当たり6,000円、副議長を含めた議員が1日当たり5,000円としております。公務による旅費は管理者等の例によることとしております。

議案書81ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例」です。監査委員の報酬は1日当たり7,000円としております。公務による旅費は管理者の例によることとしております。

議案書83ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合証人等の実費弁償に関する条例」です。公務の執行を補助するため出頭し、参加し、又は出席した証人、鑑定人、参考人、関係人などの実費弁償の方法について定めております。

議案書85ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者等の給料及び旅費に関する条例」です。管理者の給料は年額24,000円、副管理者の給料は年額18,000円としております。

議案書87ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例」です。管理者及び副管理者並びに職員に対する公務による旅費について定めております。

議案書105ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」でございます。長期継続契約を締結することができる契約として、複数年度に渡り契約することが商習慣上一般的である物品を借り入れる契約、毎年度の初日から継続的な役務の提供を受ける必要がある業務に係る契約を定めています。

議案書107ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例」でございます。住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに公文書の開示に必要な事項を定めております。

議案書117ページをお開きください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例」でございます。組合の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めております。

以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。

本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日を定める条例ほか18件の条例の制定についての専決処分の報告及び承認について」、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第8、議案第2号「平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計暫定予算の専決処分の報告及び承認について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、平成27年4月1日の伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の発足に伴い、同日、平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計暫定予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。内容については、事務局長に説明をさせますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容を説明させていただきます。議案書139ページをお開きください。専決第2号、平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計暫定予算、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,076千円と定めております。

それでは、議案書140ページをお開きください。第1表、歳入歳出暫定予算、まず歳入より説明をさせていただきます。1款分担金及び負担金につきましては、2,074,000円でございます。1項負担金2,074,000円でございます。2款諸収入2,000円、1項雑入2,000円となっております。歳入合計額は、2,076,000円となります。

次に、141ページ、歳出の説明をさせていただきます。1款議会費69,000円、1項議会費69,000円。2款総務費1,997,000円、1項総務管理費1,976,000円、2項監査委員費21,000円、3款衛生費10,000円、1項清掃費10,000円、歳出合計額は、2,076,000円でございます。

ただいま予算について説明をさせていただきましたが、この暫定予算につきましては組合設立時から、本予算が可決するまでの事務費等の経常的な支出のみを予算化したものになります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第2号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計暫定予算の専決処分の報告及び承認について」、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第9、議案第3号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定についての専決処分の報告及び承認について」を議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、同法第235条第2項に規定する指定金融機関をスルガ銀行とする専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第3号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定についての専決処分の報告及び承認について」、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第10、議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の議会の定例会の回数を毎年2回に定めるものであります。附則では平成27年の経過措置として定例会の回数を1回とするものであります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第11、議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関する事項を定めるものであります。なお、本組合の監査委員の選任につきましては、議案第14号及び15号にて議会の同意を求めます。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） 本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に関する事業の管理を監査するための執行機関として監査委員を置くものであります。

議案書153ページをお開きください。第1条では、地方自治法に基づき、監査委員に関する必要事項を定めるものであります。第2条は、定期監査、第3条は、臨時監査の規定であります。第4条は、関係人の出頭要求、第5条は、請求又は要求による監査の規定であります。第6条は、月例現金出納検査、第7条は、決算及び書類の審査、第8条は、監査結果等の報告に関する規定になります。第9条は、この条例に定めるもののほか、執行に必要なものについては監査委員が協議して定めることとしております。以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第12、議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合理事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものです。

議案書157ページをお開きください。第2条は、任命権者から管理者に対する報告の時期を毎年8月末までに、前年度における状況を報告することを定めております。第3条は、任命権者が報告しなければならない事項として、任免及び人数に関する状況などを報告事項として定めています。第4条は、報告の公表時期を毎年10月末までに、公表することを定めています。第5条は、公表の方法について定めています。第6条は、委任について定めています。以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第13、議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政事情の公表に関する事項を定めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

[事務局長 天野正人君登壇]

○事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、財政事情の公表に関し必要な事項を定めるものです。

議案書161ページをお開きください。第1条では、地方自治法に基づき、財政事情の公表に関する必要事項を定めるものとしております。第2条は、公表の時期を毎年6月、12月としております。第3条で6月と12月に公表する内容を定めております。第4条で公表の方法は組合公告式条例に規定する掲示板にて掲示すること、また、公表の日から6か月は、管理者の指定した場所において閲覧することができるとしております。第5条は、委任について定めております。以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、只今から暫時休憩に入ります。議場の時計で3時10分まで、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時10分

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 指定の時刻になりましたので、休憩を閉じ、会議を再開いたしま

す。

日程第14、議案第8号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項を定めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、組合が行います契約及び財産の取得又は処分に関しまして、組合議会の議決に付すべき事項を定めたものであります。

議案書165ページをお開きください。第2条では、議会の議決に付すべき契約とし、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負、第3条では、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分として、予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い、ただし、土地については面積が1件5千平方メートル以上のものに限る、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとしております。以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第8号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第15、議案第9号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事項を定めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関しまして必要な事項を定めたものであ

ります。

議案書169ページをお開きください。第2条では、普通財産の交換に関する事項として、個人との交換、国や公共団体等との交換に関する事項、第3条では、普通財産の譲与又は減額譲渡に関する事項、第4条では、普通財産の無償貸付又は減額貸付に関する事項、第5条では物品の交換に関する事項、第6条では物品の譲与又は減額譲渡に関する事項、第7条では物品の無償貸付又は減額貸付に関する事項を規定しております。以上で、本案の内容説明を終わります。

- 議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第9号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

- 議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡邊俊一君） 日程第16、議案第10号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

- 管理者（菊地豊君） 本案につきましては、伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する事項を定めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

- 事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関しまして必要な事項を定めたものであります。

議案書173ページをお開きください。第1条では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した生活環境影響調査の結果の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法を定めることにより、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的としています。第2条で、対象となる施設はごみ焼却施設としております。第3条では、縦覧の告示や内容について規定をしております。第4条で縦覧の場所と期間を示してあります。第5条、第6条では意見書の提出先、提出期限を規定しております。第7条では環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例との関係について規定しております。第8条では他の市町との協議について規定しているものであります。以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第10号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第17、議案第11号「平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の発足に伴う予算を、組合を構成しております伊豆の国市と伊豆市とで協議、調整したものでございます。本年度の予算につきましては、施設整備に向けた計画策定費、調査費及び経常経費の必要見込額を措置したものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,633,000円となりました。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） 本案の内容を説明させていただきます。議案書177ページをお開きください。平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算、第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,633,000円と定めております。第2条では、継続費の経費の総額及び年割額を定めております。

それでは、議案書178ページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算、まず歳入より説明をさせていただきます。1款分担金及び負担金につきましては、77,631,000円でございます。1項負担金77,631,000円でございます。2款諸収入2,000円、1項雑入2,000円でございます。歳入合計額は、77,633,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。1款1項議会費574,000円、2款総務費1項総務管理費52,484,000円、2項監査委員費304,000円、3款衛生費1項清掃費24,171,000円、4款1項予備費は100,000円となっております。歳出合計額は、77,633,000円でございます。

ただいま予算について説明をさせていただきましたが、詳細につきましては議員の皆様方にお配りさせていただいております予算書、こちらをご覧くださいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第11号「平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」、を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第18、議案第12号「公平委員会の共同設置について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の発足に伴い、本組合に置かなければならない公平委員会を地方自治法第252条の7第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、伊豆市、伊豆の国市の2市と共同で公平委員会を設置したいため、議会の議決を求めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

[事務局長 天野正人君登壇]

○事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。公平委員会の設置につきましては、地方公務員法第7条第3項の規定により、人口15万人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものと規定されていますので、当組合においても公平委員会を設置しなければなりません。伊豆市、伊豆の国市では既に公平委員会を2市で共同設置しており、当組合においても、2市と共同で公平委員会を設置することが合理的であるため、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、2市と共同で公平委員会を設置するものであります。

議案書183ページをお開きください。第1条は、共同設置する市及び組合を規定しており、伊豆市、伊豆の国市及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合は、共同して公平委員会を設置するとしております。第2条は、公平委員会の名称を規定しており、伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会としております。第3条は、公平委員会の執務場所を規定しており、3年ごとに伊豆市役所、伊豆の国市役所で交替するとしております。当組合においては、職員数も限られていることから、公平委員会の事務は2市にお願いをするということにさせていただいております。第4条は、公平委員会の委員の選任方法、第5条は、公平委員会の事務を補助する職員の定数、第6条は、公平委員会の運営の負担金、第7条は、特定の市又は組合の職員のために公平委員会が特定の事務を管理し、執行した場合における経費に関する負担、第8条は、執務場所の市からの決算報告、第9条及び10条は、公平委員会に関する条例、規則その他の規程の相互調整や協議、第11条は委任事項について規定しております。以上で、本案の内容説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第12号「公平委員会の共同設置について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡邊俊一君） 日程第19、議案第13号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務を伊豆市に委託することについて」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

- 管理者（菊地豊君） 本案につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務を地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、伊豆市に委託したいため、議会の議決を求めるものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

- 事務局長（天野正人君） それでは、本案の内容について説明をさせていただきます。本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会に関する事務の管理と執行を、組合運営の効率化・合理化を図るため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、伊豆市に委託しようとするものです。

議案書187ページをお開きください。第1条は、委託事務の範囲を規定しており、組合は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会に関する事務の管理及び執行を伊豆市に委託するとしております。第2条は、委託事務の管理及び執行の方法、第3条は、経費の負担及び予算の執行、第4条は、決算の場合の措置、第5条は連絡会議、第6条は条例等改正の場合の措置、第7条は、雑則について規定しております。以上で、本案の内容説明を終わります。

- 議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第13号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務を伊豆市に委託することについて」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

- 議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡邊俊一君） 日程第20、議案第14号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」を、議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

- 管理者（菊地豊君） 本選任案は、地方自治法第196条に基づく監査委員の選任同意についてお願いするものであります。宮内知秋氏を監査委員として選任同意をお願いするものであります。宮内知秋氏は、昭和46年4月から平成20年6月までの37年余りにわたりスルガ銀行株式会社に勤務され、平成20年7月から平成24年6月までは、同銀行の審査部審議役として活躍されておりました。現在は、伊豆市代表監査委員をはじめとして、各種機関の監事及び監査委員としてご活躍されております。宮内氏は、豊富な知識と経

験を有しており、監査委員として適任者であると判断いたしました。ご理解いただきましてご同意を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本案は、当局提出の人事案件でありますので、討論を省略させていただきますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認め、採決に入ります。議案第14号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案はこれに同意することに決定しました。

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第21、議案第15号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」を、議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、柴田三智子君の退席を求めます。

〔6番 柴田三智子君退席〕

それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 議案第15号について、選任案を申し上げます。本選任案は、地方自治法第196条に基づく監査委員の選任同意についてお願いするものであります。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員のうちから選任しようとする監査委員は、伊豆の国市菰山山木129番地の4、柴田三智子氏であります。選任しようとする委員は、伊豆の国市の住民で、長年議員を務めてられており、行政の財務管理、一般行政事務等について豊富な知識を有している適任者と判断させていただきました。なお、地方自治法第198条の2の親族の就職禁止規定には抵触しておりません。経歴等につきましては、議案書195ページをご参照いただきたいと思います。本選任案について、ご理解いただきましてご同意を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本案も当局提出の人事案件でありますので、討論を省略させていただきますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認め、採決に入ります。議案第15号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案はこれに同意することに決定

しました。

ここで、柴田三智子議員の入室を待つ間、暫時休憩とさせていただきます。

〔6番 柴田三智子君入場〕

○議長（渡邊俊一君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。只今、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の監査委員に柴田議員が選任されましたので、ここで告知いたします。

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡邊俊一君） 以上で、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成27年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合臨時会を閉会いたします。皆さん、長時間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 渡邊 俊一

臨時議長 室野 英子

署名議員 青木 靖

署名議員 大川 珣芳